

京都薬科大学産学官連携ポリシー

2014 年 7 月 24 日制定

2017 年 4 月 1 日一部改正

京都薬科大学（以下「本学」という。）は、「愛学躬行」を建学の精神としており、高度の教育及び研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、生命の尊厳を基盤として人類の健康と福祉に貢献することを教育理念としている。

この理念に基づき、本学では、永年にわたり基礎から臨床までの幅広い薬学領域において最先端研究を推進し、多くの実績を上げている。これら研究成果の蓄積を広く社会に還元し、教育及び研究に次ぐ大学の第三の使命である社会貢献を実現するため、次のとおり産学官連携ポリシーを定める。

1. 基本方針

産学官連携を積極的に推進することにより、本学の教育及び研究活動において得られた知の成果を広く社会に還元し、地域社会の発展並びに人類の健康と福祉に貢献する。

2. 共同研究、受託研究等の推進

研究成果の社会における幅広い活用を推進するため、企業等のニーズに基づいた共同研究や受託研究に積極的に取り組む。これらの研究で生まれた成果の取扱いは、企業等における実用化・事業化に配慮し、柔軟かつ効果的に対応する。

3. 知的財産の活用

最先端研究及び新技術開発、或いは共同研究や受託研究により得られた本学の研究成果については、知的財産として保護することにより、積極的にその有効活用を図る。

なお、知的財産に関する事項は「京都薬科大学知的財産ポリシー」として別に定める。

4. 管理体制

産学官連携活動を円滑に推進するため、知的財産・産学官連携センター及び事務局研究・産学連携推進室を設置する。

5. 人材育成

産学官連携活動を通じて、薬学領域をはじめとする社会の発展に貢献できる高度で多様な知識を有する人材を育成する。

6. 業績評価

職員の産学官連携活動への寄与については、業績として適切に評価する。

7. 情報公開

研究成果の産業界等による利用を促進するため、技術シーズ等の研究情報を積極的に学外に発信する。

8. 自己評価

産学官連携活動に関する取組みを中期計画に掲げるとともに、本学の自己評価に反映させる。

9. 説明責任

利益相反マネジメント体制を整備し、公平公正で透明性の高い産学官連携活動を行い、社会から理解と信頼を得られるよう説明責任を果たす。

以 上